

外郭団体に関する特別委員会資料

令和2年度

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

事業概要

福祉局

目 次

I	協会設立の趣旨	1
II	協会の概要	2
1	名 称	2
2	所在地	2
3	設立年月日（許可・登記）	2
4	基本財産	2
5	機 構	2
6	職 員 数	3
7	評議員・役員	3
III	定 款	4
IV	令和元年度事業報告	11
1	事業報告	11
2	事業別資金収支計算書	18
3	正味財産増減計算書	19
4	貸借対照表	20
5	財産目録	21
6	事業別収入明細書	22
7	事業別支出明細書	23
8	財務状況	24
V	令和2年度事業計画	25
1	事業計画	25
2	経営改善の取り組み状況	31
3	事業別資金収支予算書	34
4	予定正味財産増減計算書	35
5	予定貸借対照表	36
6	事業別予定収入明細書	37
7	事業別予定支出明細書	38
VI	令和元年度主要事業計画・実績比較表	39
VII	主要事業の推移（平成29年度～令和元年度）	40
	参 考 資 料（所管施設の概要）	41

I 協会設立の趣旨

神戸市は、昭和52年1月、市民の総意に基づき、「神戸市民の福祉をまもる条例」を制定した。

この条例は、市民福祉の理念を確立し、市民福祉の向上に果たすべき市、事業者及び市民のそれぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉都市づくりの総合的推進を目指したものである。

本協会は、「神戸市民の福祉をまもる条例」の制定の理念を遵守し、神戸市民の福祉の向上に寄与するために、昭和53年9月23日に任意団体として設置され、その後種々の事業を進め、昭和56年6月1日「財団法人こうべ市民福祉振興協会」として発足したものである。

平成9年4月1日には、(旧)財団法人神戸市年金福祉協会との統合を行い、福祉施設等の総合的・一体的な運営を図ることにより、市民サービスの向上ひいては市民福祉の推進に努めてきた。

公益法人制度改革に伴い平成25年4月1日に公益財団法人に移行した後も、上記の設立趣旨に沿い、より一層質の高い市民サービスの実施に努めている。

Ⅱ 協会の概要

1 名 称 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

2 所在地 神戸市北区しあわせの村1番1号

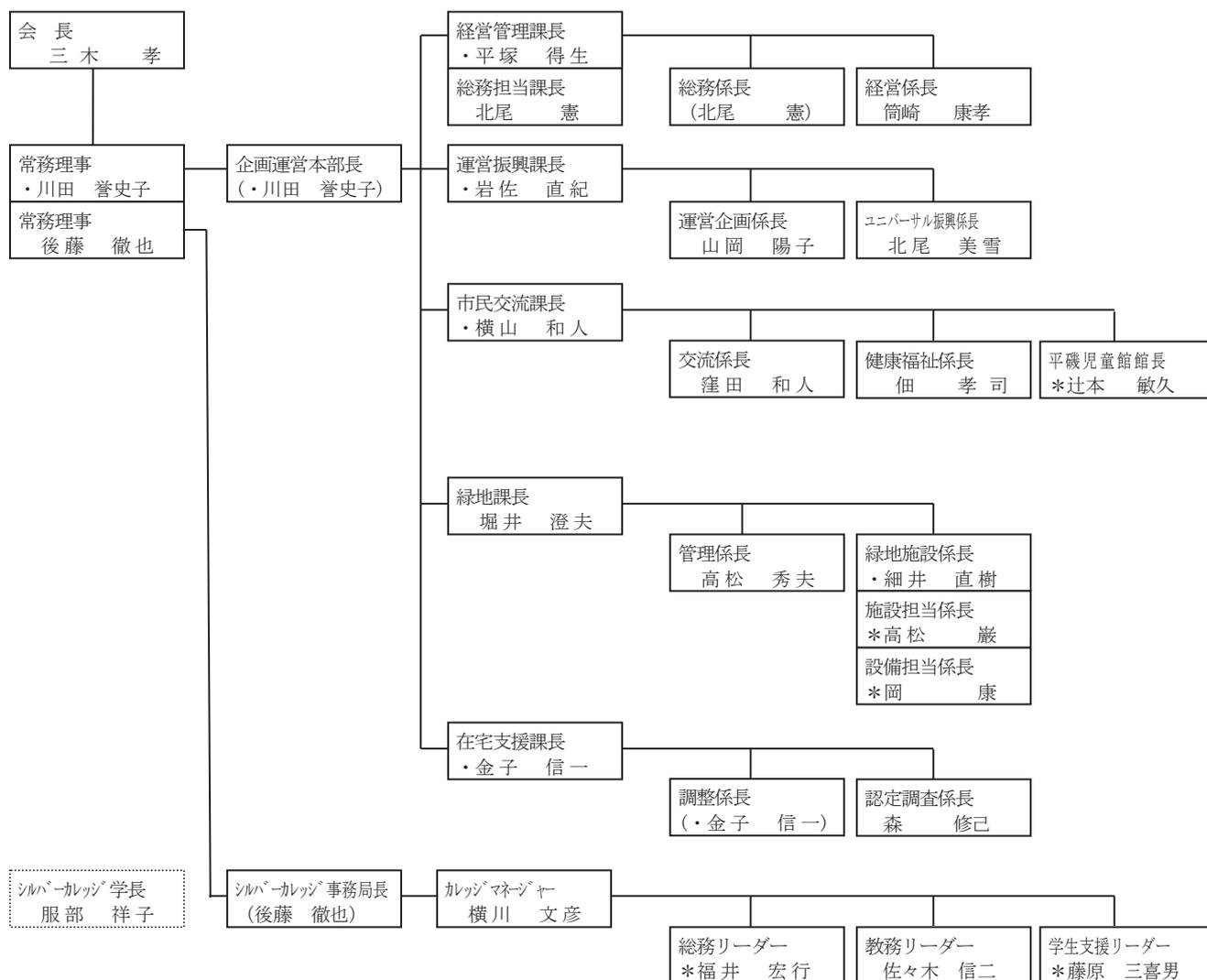
3 設立許可 昭和56年6月1日

設立登記 昭和56年6月1日

公益財団法人移行登記 平成25年4月1日

4 基本財産 410,000千円（神戸市100%出捐）

5 機 構



・は市派遣職員，*は神戸市再任用職員を示す

6 職員数（役員を除く）

令和2年7月1日現在

区 分	課 長	係 長	係	計
企 画 運 営 本 部	6 (4)	11 (4)	30 (-)	47 (8)
シ ル バ ー カ レ ッ ジ 事 務 局	1 (-)	3 (2)	2 (-)	6 (2)
合 計	7 (4)	14 (6)	32 (-)	53 (10)

() は、市派遣職員数内書（再任用職員含む）

7 評議員・役員

令和2年7月1日現在

評 議 員

役 職	氏 名	現 職 名
評 議 員	生 安 衛	兵庫県健康福祉部社会福祉局長
評 議 員	田 尻 陽 一	連合神戸地域協議会議長
評 議 員	玉 田 敏 郎	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会理事長
評 議 員	津 田 佳 久	神戸商工会議所常務理事
評 議 員	中 島 栄 吉	神戸労働者福祉協議会事務局長
評 議 員	板 東 慧	公益社団法人国際経済労働研究所会長
評 議 員	南 喜 樹	一般社団法人神戸銀行協会専務理事
評 議 員	森 下 貴 浩	神戸市福祉局長

役 員

役 職	氏 名	現 職 名
会 長[代表理事]	三 木 孝	
常務理事[業務執行理事]	川 田 誉 史 子	
常務理事[業務執行理事]	後 藤 徹 也	
理 事	飯 島 久 道	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会新規事業推進担当局長
理 事	太 田 貞 夫	株式会社神戸新聞社執行役員事業局長
理 事	川 谷 朋 寛	一般社団法人神戸青年会議所理事長
理 事	西 垣 千 春	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
理 事	橋 本 恭 子	神戸市PTA協議会副会長
理 事	丸 一 功 光	一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団 常務理事
理 事	保 田 茂	神戸大学名誉教授
監 事	瀨 尾 文 洋	税理士
監 事	福 住 美 彌 子	神戸市民生委員児童委員協議会副理事長

Ⅲ 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市の市民、事業者及び市がそれぞれ有する人材、資力、その他の福祉資源を総合的に活用することによって、市民福祉を振興するための事業を創造し、かつ、推進し、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民福祉意識の啓発
- (2) 市民の福祉活動の振興
- (3) 高齢者や障がい者の社会参加の支援
- (4) 市民福祉事業の調査研究及び開発
- (5) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」の総合的管理運営及び同村における市民福祉事業の企画及び実施
- (6) 市民福祉施設の管理運営
- (7) 介護保険法に基づく要介護認定調査業務等の実施
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市を中心とした兵庫県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長（第21条に規定する会長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類(公益目的取得財産残額の算定)
- 第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が70万円を超えない範囲で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

- 2 議長の任期は、当該評議員の任期とする。

（決議）

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議

員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、2名以内を副会長とすることができる。

4 会長及び副会長以外の理事のうち、1名を専務理事とし、2名以内を常務理事とすることができる。

5 第2項の会長及び第3項の副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副会長が2名あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、その職務を行う。

4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(賠償責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、前項の賠償責任について、外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金0円以上であらかじめ法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、外部理事又は外部監事と締結することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第29条 この法人に5名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営について、意見を述べ、又は助言することができる。

4 顧問は、無報酬とする。

5 顧問には、費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 会長及び副会長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前条第2項及び第3項の場合においては、理事会の議長は、出席した理事の互選による。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解 散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委 任)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
(略)
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げるものとする。
(略)
- 5 この法人の最初の会長、副会長及び常務理事は、次に掲げる者とする。
(略)
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げるものとする。
(略)
- 7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則等は移行後もその効力を有するものとする。

附 則

この定款は、平成25年7月1日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	物量等
有価証券等	4億1千万円

IV 令和元年度事業報告

1 事業報告

【公益目的事業】

(1) 市民の福祉意識の啓発並びに福祉活動の普及及び助長

福祉資源としての市民の有する力のさらなる活用を図るため、市民に対する福祉意識の啓発や市民の福祉活動を振興する事業を実施した。

ア 市民の福祉意識の啓発を図る事業

(ア) 情報誌「市民ふくし」の発行(6回) [発行部数]各30,000部

(イ) ふれあい体験学習

学校・地域団体等を対象に、車いす・アイマスク・白杖等を用いた体験実習及び福祉施設での実習等を行った。

また、障がい者当事者から体験談等を直接聞いて学ぶプログラムを試行的に実施した。

[参加者数]体験学習 計2,639人, 当事者から学ぶプログラム 計205人

(ウ) ユニバーサルデザインの普及啓発

a こうべUD大学(全9回, 新型コロナの影響で1回中止) [受講者数]68人

b 夏休み親子UD体験教室 [参加者数]46人

c こうべユニバーサルデザインフェア (新型コロナの影響で中止)

d UD出前授業 [訪問学校数]34校 [参加者数]計2,234人

e UDスポット見学ツアーinしあわせの村 [実施回数]46回 [参加者数]計2,639人

イ 市民の福祉活動の振興

(ア) 市民福祉事業・福祉活動助成

市民の福祉の発展・向上に資する事業・活動の実施等に対する助成を行った。

[助成件数]12件 [助成金額]計1,364千円

(イ) 手話・点訳ボランティアの養成と活動支援

視覚・聴覚障がい者についての理解を深めるとともに、市民ボランティアの育成を目指し、手話及び点字の講座を行った。

手話については、春期に基礎課程, 秋期に入門課程の2期に分けて実施するとともに、気軽に手話にふれあうことのできる短期手話講習会を実施したほか、講座修了者を中心に組織されたボランティアグループに対する運営の支援や活動機会の提供を行った。

さらに、しあわせの村の職員やボランティアを対象に、聴覚障がいの基礎知識や読話、筆談、要約筆記等のコミュニケーション方法について学ぶ「聞こえの啓発講座」を試行的に実施した。

- a 手話講座(入門課程, 全20回) [受講者数(修了者数)]23人(21人)
- b 手話講座(基礎課程, 全19回, 新型コロナの影響で1回中止) [受講者数(修了者数)]22人(22人)
- c 点字講座(全33回, 新型コロナの影響で2回中止) [受講者数(修了者数)]8人(6人)
- d 短期手話講習会(2期・各期4回, 新型コロナの影響で1期中止) [受講者数]計20人
- e 聞こえの啓発講座(全2回) [参加者数]計48人

(ウ) 市民向け福祉啓発講座

- a 夏休みこども向け教室
 - (a) 手話教室 [実施回数]2回 [受講者数]計17人
 - (b) 点字教室 [実施回数]2回 [受講者数]計35人
- b 認知症介護予防教室 [実施回数]2回 [受講者数]計100人
- c 聞いて、見て、体験！認知症 [参加者数]講演250人, VR体験113人

ウ 高齢者や障がい者の社会参加の支援

(ア) 「こうべ長寿祭」の開催等

- a 第32回こうべ長寿祭 [参加者数]計2,752人, 美術作品211点
- b 第32回全国健康福祉祭和歌山大会 [神戸市代表]計123人, 美術作品10点

(イ) こころのアート展

芸術活動に取り組む障がい者を公募し、選出された障がい者の芸術作品展等を行った。

- a 作品展(32日間) [展示作者数]10人 [来場者数]計8,400人
- b ワークショップ [参加者数]65人
- c 巡回展(垂水勤労市民センター, 東灘区民センター, デュオこうべ, あさごの森美術館ほか)

(ウ) 発達の気になる児童に対する支援事業

学校行事等への適応に対する不安を抱える児童(小学1年生)に対し、事前に体験しておくことで、その不安を解消する機会を提供する「体験ひろば」を開催したほか、参加児童の保護者に対する支援講座を行った。

- a 体験ひろば(全8回×2クラス) [参加者数]計36人
- b 保護者向け支援講座 [実施回数]3回 [参加者数]計90人
- c 発達の気になる子と保護者のつどい(新型コロナの影響で中止)

エ 市民福祉事業の調査研究及び開発

しあわせの村内の医療・福祉施設の運営法人のほか、しあわせの村運営共同事業体構成員及びその他営業施設も加えた「しあわせの村医療・福祉施設部会」を新たに立ち上げ、障がい者の就労や活躍に関する講演会や、医療・福祉現場における災害対策研修等を実施するなど、共通の福祉課題の解決に向けた事業や意見交換を協働で行った。

また、新たに福祉課題の解決やソーシャルインクルージョンの実現に向けて組織的な連携を行っていくため、神戸学院大学との間で包括連携協定を締結した。

(2) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」をはじめとする市民福祉施設の管理運営

市民の心身の健康や福祉の増進を図るため建設された市民福祉施設における設立理念の実現を目指した管理運営を通して、市民福祉の向上を図る事業を実施した。

ア 総合福祉ゾーン「しあわせの村」運営事業

ノーマライゼーションの交流拠点である「しあわせの村」において、豊富な資源や、これまで培った活動実績、ネットワーク等を活用しつつ、さらなるイノベーションを起こし、複雑化する福祉課題解決のためのさまざまな試みを行うことで、村の内外からの人材の交流や多様な市民の参画を進め、「ソーシャル・インクルージョン（誰もが居場所と役割を持ち市民として包摂され、誰もが取り残されない社会）」の実現を目指して、専門的能力を有する事業者と共同事業体を構成し、指定管理者として運営を行った。

令和元年度は開村30周年を迎えたことから、記念式典を開催したほか、市民に一層親しんでいただけるよう、神戸市や共同事業体、各種関係団体と連携しながら、さまざまなイベントやサービスを実施した。

(利用状況)

		利用者数
入 村 者 数		1,861,800人
施 設 利 用 者 数		1,063,512人
	宿 泊 施 設	64,671人
	温 泉	203,488人
	屋内運動施設	282,192人
	屋外運動施設	419,194人
	その他施設	93,967人

(ア) 障がい者の自立や社会参加を促進するための事業

a 障がい者就労支援協働事業

(a) 農福連携事業

村内で栽培している農作物の生産・加工・流通と障がい者の就労を組み合わせた事業の取り組みとして、玉ねぎスープの製品化・販売を行った。

(b) 「神戸幸品」の販売

村で生産された産品(はちみつ, 原木しいたけ, きんとき)をオリジナルブランド「神戸幸品(こうべこうひん)」の商品として販売を行った。

(c) 缶バッチ・缶マグネットの製作販売

村内障がい者施設4施設による受注・販売活動の支援を行った。

b 障がい者就労コンビニ

障がい者就労の場の拡充と来村者の利便性向上を目指し、本館・宿泊館1階に設置している障がい者と健常者がともに働く障がい者就労コンビニについて、引き続き共同事業体と連携しながら運営を行った。

[利用者数]174,576人

c 障がい者施設手作り品等展示・販売コーナー

障がい者就労コンビニ及び温泉健康センター内の「はっぴねすコーナー」において、障がい者施設の製品の展示・販売を行ったほか、本館・宿泊館 1 階売店跡地に開設した「はっぴねすひろば」において、障がい者施設での手作り品や絵画の展示や施設の活動紹介のほか、神戸幸品や缶バッチ☆マグネット製作隊の活動の紹介を行った。

d 手のひらギャラリー

障がい者を中心としたさまざまな市民が自ら表現した芸術作品を発表できる機会を提供するため、温泉健康センターロビーに展示スペースを新たに設置した。

[利用件数]8 件

e ふれあいコンサート

障がい者・高齢者のグループや、音楽を通じたボランティア活動を行っているグループが出演するコンサートを行った。

[出演団体数]20 団体 [来場者数]353 人

f ファミリー日帰りキャンプ

身体・知的障がい児とその家族がキャンプやレクリエーション活動を通じて、参加者同士の交流を深めリフレッシュできる場を提供した。

[参加者数]35 人

g 障がい者スポーツ教室（水泳、卓球、親子運動あそび、テニス、アーチェリー、ニュースポーツ）

[参加者数]計 845 人

h 障がい者スポーツ交流イベント

障がい者と健常者がスポーツを通じて相互理解を深めることを目的に、ともに楽しみ、交流する機会を提供した。

(a) 卓球大会 [参加者数] 151 人

(b) ニュースポーツ体験会 [参加者数] 854 人

(c) しあわせ New Year マラソン、ふれあいラン [参加者数]計 1,436 人

(d) パラ・スポーツ王国 HYOGO&KOBE 夢プロジェクト 2019 [参加者数]3,884 人

i 東京パラリンピックに向けた支援活動

各種競技団体の強化合宿や海外選手団の合宿に対する練習場所の提供等の支援を行ったほか、選手と市民が交流する機会の提供や広報活動等に取り組んだ。

(a) 合宿に対する支援（ネパールパラ水泳選手団）

(b) 「アスリートに学ぶ！体験・パラスポーツ」（しあわせの村まつりと同時開催）

j ユニバーサル農園活動

村内の福祉施設利用者などに野菜の栽培や収穫等の農園活動の体験機会を提供した。

[参加団体]8 団体

(イ) 高齢者の自立や社会参加を促進するための事業

a 神戸市シルバーカレッジの運営

高齢者の豊富な経験を活かして自らの可能性を拓き、その成果を社会に還元することを
目指す学習・交流の場を提供するため、健康福祉、国際交流・協力、生活環境、総合芸術の
4つのコースを設け、地域でのボランティア活動も交えたカリキュラムを実施するととも
に、学生ボランティアグループや卒業生が行う社会貢献活動に対する支援・協力を行った。

[年度末在籍学生数]890人 [元年度入学者数]386人 (うち再入学者数96人)

b 健康いきいき教室

心身機能の維持向上と交流する機会の提供を目的に、軽運動やレクリエーションを中心
とした教室を開催した。 [実施回数]109回 [参加者数]計1,768人

c 高齢者スポーツ教室 (水泳、卓球、バドミントン、テニス、アーチェリー、ニュースポーツ)

[参加者数]計1,284人

(ウ) 児童の健全な育成を図る事業

a わいわいストリート

「NPO法人社会還元センターグループわ」との協働により、昔あそび等を通じた世代間交
流の場を提供した。 [参加者数]1,380人

b おはなしの会

ボランティアグループによる絵本や紙芝居の読み聞かせの会を開催した。

[実施回数]99回 [来場者数]計2,090人

c 夏休み工作塾 [参加者数]390人

(エ) 市民福祉の拠点施設としての施設を維持するとともに活性化を図る事業

a 総合的な施設の管理運営

(a) 施設の保守・修繕や警備等の村内施設の総合的な維持管理を行った。

(b) 市民の憩いとリフレッシュの場として人気の高い緑地について、引き続き快適な空間
として良好に維持管理を行った。

(c) 市民の理解をより一層深めていくための情報発信や運営改善のためのアンケート調査
を行った。 [有効回答数]1,769件

(d) 障がい者団体への村内管理業務等(ごみの分別回収、園地清掃等)の委託を通して、障
がい者の就労・活動機会の提供に取り組んだ。

(e) 子育て世代のしあわせの村の利用を支援することを目的とした乳幼児や児童の託児サ
ービスをイベント・講座の開催にあわせて実施した。

[実施回数]23回 [利用者数]計29人

b 多くの市民が集い、楽しみ、憩い、交流を深めるための事業

(a) こうべ福祉・健康フェア

福祉用具展、各種検診や福祉施設・障がい者団体によるバザー等を行った。

[来場者数]18,000人

(b) しあわせの村まつり [来場者数]26,000人

(c) こうべロハスひろば（リサイクルバザー）

[実施回数]4回（新型コロナの影響で2回中止） [来場者数]計55,000人

(d) マンスリーミニコンサート [実施回数]毎月1回（新型コロナの影響で1回中止）

[来場者数]計3,584人

(e) ウォークラリー with Dog [参加者数]52家族64頭

ペットとともに村を楽しみながら、犬のしつけについて学ぶ啓発イベントを行った。

(f) 村の魅力ある自然環境を楽しむ催しの開催

・夜桜ライトアップ [実施日数]17日 [来場者数]計6,632人

・紅葉の滝ライトアップ [実施日数]17日 [来場者数]計3,486人

・緑のオリエンテーリング [参加者数]240人

・植物散策会 [参加者数]28人

c 各種イベントの実施・協賛及び協力

KOBEトラック&フィールドスクールや動物愛護フェスティバル等、計13件の村内実施イベントに対して、協賛及び協力を行った。

d しあわせの村ボランティア

しあわせの村での事業に大学生から高齢者まで広く参加を求め、ボランティア活動の場の提供と支援を行った。[登録者数/活動人数]計321人/延5,490人

e ユニバーサルデザインに配慮した施設整備

当協会が策定した「しあわせの村ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、当事者の意見を活かしながら、誰にでもやさしい「しあわせの村」づくりを進めた。

元年度は、トイレ改修工事を引き続き実施したほか、白杖を使用する視覚障がい者を誘導する「白杖使用者向け音声案内システム」を設置した。また、車両系の案内サインを新たに4か所に設置した。

イ 平磯児童館の運営

指定管理者として児童健全育成事業及び子育て支援事業を行った。

[利用者数]延7,432人

(3) 介護保険制度の公正・公平な運営を確保するための事業

指定市町村事務受託法人として、市内全域における介護保険サービスの受給を新たに申請する市民及び要介護度の変更を申請する市民に対して訪問・調査を行う「要介護認定調査業務」を、市からの受託により実施した。 [調査件数]32,522件

【収益事業等】

(1) しあわせの村

ア 便益施設の運営

(ア) 有料駐車場の管理運営

夜間の駐車料金無料サービスについて、土・日・祝日も従来の19時以降から18時以降の入村に対象を拡大するとともに、市が実施する子育て世帯支援施策の一環として、18歳未満の子どもを含むグループの普通車駐車料金の無料化を引き続き実施した。

[有料利用台数]215,408台 [子育て支援無料化台数] 119,450台

(イ) 飲料等自動販売機及び公衆電話の設置運営

(ウ) 野菜・鮮魚等直売所(しあわせマルシェ)の運営 [利用者数]209,605人

(エ) 貸館(シルバーカレッジ内ホール等, 日本庭園内茶室)

[利用人数]ホール 2,905人, 茶室 824人

(オ) 屋外アドベンチャー遊具の設置

民間事業者と連携し、しあわせの村の自然環境を活用した屋外遊具や屋内プレイルームを有する施設を新たに開設した。

[利用者数]7,895人 (令和元11月30日事業開始)

(2) 保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺

市民の健康の保持・増進を図るために建設した同施設について、公募により選定した民間事業者による運営を行った。

[利用者数]宿泊 8,429人, 温泉 241,599人

(3) 福祉用具リサイクル事業

身体障がい者や高齢者の在宅生活を支援するため、福祉用具のリサイクル事業を行った。

[リサイクル成立件数(申込件数)]1件(3件)

(4) サン舞子マンション

平成23年度に社会福祉法人へ事業を承継したが、引き継いだ入居者の入居預り金の管理等を引き続き行った。 [年度末入居者数]3戸・3人

2 事業別資金収支計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	801,467,513	公益目的事業会計	877,421,302
福祉啓発等事業収入	14,076,796	福祉啓発等事業支出	43,332,224
しあわせの村公益事業収入	461,799,107	しあわせの村公益事業支出	490,452,678
要介護認定調査事業収入	300,673,309	要介護認定調査事業支出	312,369,122
長寿祭事業収入	14,230,729	長寿祭事業支出	20,212,450
児童館事業収入	10,687,572	児童館事業支出	11,054,828
収益事業等会計	533,532,112	収益事業等会計	468,275,752
しあわせの村収益事業収入	481,212,112	しあわせの村収益事業支出	329,880,941
太山寺事業収入	52,320,000	太山寺事業支出	35,531,447
		サン舞子マンション等事業支出	102,501,964
		法人税等支出	361,400
法人会計	51,507,425	法人会計	31,368,425
法人管理収入	51,507,425	法人管理支出	31,368,425
当期収入合計(A)	1,386,507,050	当期支出合計(C)	1,377,065,479
前期繰越収支差額(B)	435,169,636	当期収支差額(A)-(C)	9,441,571
収入合計(A)+(B)	1,821,676,686	次期繰越収支差額	444,611,207

※ 神戸市からの収入

- (1) 補助金 70,356千円
- (2) 委託料 1,024,841千円

3 正味財産増減計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金	額
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,036,761	
特定資産運用益	968,687	
事業収益	1,228,944,839	
受取補助金等	70,356,000	
受取負担金	60,562,808	
受取寄付金	133,627	
雑収益	4,655,116	
経常収益計		1,366,657,838
(2) 経常費用		
事業費	1,267,018,413	
管理費	31,006,283	
経常費用計		1,298,024,696
当期経常増減額		68,633,142
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計		-
(2) 経常外費用		
固定資産除却損	309,327	
経常外費用計		309,327
当期経常外増減額		△ 309,327
税引前当期一般正味財産増減額		68,323,815
法人税・住民税及び事業税		361,400
当期一般正味財産増減額		67,962,415
一般正味財産期首残高		104,082,547
一般正味財産期末残高		172,044,962
II 指定正味財産増減の部		
基本財産運用益	1,036,761	
特定資産運用益	380,722	
一般正味財産への振替額	△ 1,336,761	
当期指定正味財産増減額		80,722
指定正味財産期首残高		510,215,064
指定正味財産期末残高		510,295,786
当期正味財産増減額		68,043,137
正味財産期首残高		614,297,611
III 正味財産期末残高		682,340,748

4 貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金預金	589,372,570	未払金	163,009,565
未収金	118,806,346	1年以内返済借入金	10,666,000
棚卸資産	3,415,993	預り金	25,386,364
前払金	1,126,230	前受金	89,703,000
立替金	13,404,990	賞与引当金	18,146,827
流動資産合計	726,126,129	1年以内支払リース債務	4,381,920
2 固定資産		流動負債合計	311,293,676
(1) 基本財産		2 固定負債	
基本財産普通預金	4,254,576	長期借入金	1,438,340,000
基本財産有価証券	405,745,424	預り入金	3,000,000
基本財産合計	410,000,000	受入保証金	17,000,000
(2) 特定資産		退職給付引当金	156,674,605
退職給付引当資産	156,674,605	リース債務	8,850,300
基金等特定資産	341,529,521	固定負債合計	1,623,864,905
川重シルバー活動基金	100,295,786	負債合計	1,935,158,581
こうべ長寿祭事業基金	11,974,229	III 正味財産の部	
受入保証金特定資産	17,000,000	1 指定正味財産	
特定資産合計	627,474,141	寄付金	510,295,786
(3) その他の固定資産		指定正味財産合計	510,295,786
土地	317,264,998	(うち基本財産への充当額)	(410,000,000)
建物	283,255,035	(うち特定資産への充当額)	(100,295,786)
建物付属設備	57,251,993	2 一般正味財産	
構築物	50,431,418	一般正味財産	172,044,962
什器備品	47,834,662	一般正味財産合計	172,044,962
機械及び装置	21,036,263	(うち基本財産への充当額)	(-)
ソフトウェア	10,356,901	(うち特定資産への充当額)	(353,503,750)
電話加入権	1,635,410	正味財産合計	682,340,748
長期前払費用	45,472,881		
投資有価証券	6,127,277		
リース資産	13,232,221		
その他の固定資産合計	853,899,059		
固定資産合計	1,891,373,200		
資 産 合 計	2,617,499,329	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	2,617,499,329

5 財産目録

令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	589,372,570	未払金	163,009,565
現金	1,086,795	1年以内返済長期借入金	10,666,000
普通預金	587,216,282	みなと銀行	
三井住友銀行, みなと銀行		預り金	25,386,364
振替貯金	1,069,493	前受金	89,703,000
大阪貯金事務センター		賞与引当金	18,146,827
未収金	118,806,346	1年以内支払リース債務	4,381,920
棚卸資産	3,415,993	流動負債合計	311,293,676
前払金	1,126,230	固定負債	
立替金	13,404,990	長期借入金	1,438,340,000
流動資産合計	726,126,129	神戸市, みなと銀行	
固定資産		預り入金	3,000,000
基本財産		受入保証金	17,000,000
基本財産普通預金	4,254,576	退職給付引当金	156,674,605
三井住友銀行		リース債務	8,850,300
基本財産有価証券	405,745,424	固定負債合計	1,623,864,905
大阪市債, 西日本高速道路社債他		負債合計	② 1,935,158,581
基本財産合計	410,000,000	正味財産	①-② 682,340,748
特定資産			
退職給付引当資産	156,674,605		
三井住友銀行普通預金	56,527,022		
投資有価証券	100,147,583		
福井県債			
基金等特定資産	341,529,521		
三井住友銀行普通預金	140,627,694		
投資有価証券	200,901,827		
鉄道運輸機構債券, 共同発行市場公募地方債			
川重シルバー活動基金	100,295,786		
三井住友銀行普通預金	679,620		
投資有価証券	99,616,166		
新潟市債			
こうべ長寿祭事業基金	11,974,229		
三井住友銀行普通預金			
受入保証金特定資産	17,000,000		
三井住友銀行普通預金			
特定資産合計	627,474,141		
その他固定資産			
土地	317,264,998		
ラジウム温泉太山寺 他			
建物	283,255,035		
ラジウム温泉太山寺 他			
建物附属設備	57,251,993		
構築物	50,431,418		
什器備品	47,834,662		
機械及び装置	21,036,263		
ソフトウェア	10,356,901		
電話加入権	1,635,410		
長期前払費用	45,472,881		
投資有価証券	6,127,277		
大阪市債, 新潟市債, 西日本高速道路社債他			
リース資産	13,232,221		
その他固定資産合計	853,899,059		
固定資産合計	1,891,373,200		
資産合計①	2,617,499,329		

6 事業別収入明細書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位:円)

会 計 名	収入合計	内 訳				
		事業収入	受託料収入	補助金収入	雑収入	その他収入
公益目的事業会計	801,467,513	7,192,313	752,171,924	21,063,181	1,370,300	19,669,795
福祉啓発等 事業収入	14,076,796	650,200	-	12,420,617	18,252	987,727
しあわせの村公益 事業収入	461,799,107	2,157,513	440,757,439	8,642,564	1,352,048	8,889,543
要介護認定調査 事業収入	300,673,309	-	292,060,913	-	-	8,612,396
長寿祭事業収入	14,230,729	4,384,600	8,666,000	-	-	1,180,129
児童館事業収入	10,687,572	-	10,687,572	-	-	-
収益事業等会計	533,532,112	257,023,078	272,669,124	-	3,839,910	-
しあわせの村収益 事業収入	481,212,112	204,703,078	272,669,124	-	3,839,910	-
太 山 寺 事 業 収 入	52,320,000	52,320,000	-	-	-	-
法 人 会 計	51,507,425	-	-	49,292,819	2,214,606	-
法人管理収入	51,507,425	-	-	49,292,819	2,214,606	-
合 計	1,386,507,050	264,215,391	1,024,841,048	70,356,000	7,424,816	19,669,795

7 事業別支出明細書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

(単位:円)

会 計 名	支出合計	内 訳		
		人 件 費	物 件 費	そ の 他
公益目的事業会計	877,421,302	483,724,989	393,543,622	152,691
福祉啓発等事業支出	43,332,224	30,792,995	12,539,229	-
しあわせの村公益事業支出	490,452,678	185,146,681	305,153,306	152,691
要介護認定調査事業支出	312,369,122	251,577,989	60,791,133	-
長寿祭事業支出	20,212,450	5,981,721	14,230,729	-
児童館事業支出	11,054,828	10,225,603	829,225	-
収益事業等会計	468,275,752	84,179,571	269,841,388	114,254,793
しあわせの村収益事業支出	329,880,941	82,003,904	247,877,037	-
太山寺事業支出	35,531,447	2,175,667	21,824,751	11,531,029
サン舞子マンション等事業支出	102,501,964	-	139,600	102,362,364
法人税等支出	361,400	-	-	361,400
法人会計	31,368,425	10,397,822	20,879,817	90,786
法人管理支出	31,368,425	10,397,822	20,879,817	90,786
合 計	1,377,065,479	578,302,382	684,264,827	114,498,270

8 財務状況

(単位：千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	30→元増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	126,425	134,655	68,632	▲ 66,023
		経常収益	1,320,254	1,334,553	1,366,657	32,104
		うち公益	777,549	767,216	781,645	14,429
		うち公益以外	542,705	567,337	585,012	17,675
		経常費用	1,193,829	1,199,898	1,298,025	98,127
		うち事業費（公益）	811,476	797,123	866,723	69,600
		うち事業費（公益以外）	365,224	379,555	400,296	20,741
		うち管理費（公益）	0	0	0	0
		うち管理費（公益以外）	17,129	23,220	31,006	7,786
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	▲ 273,361	25,055	▲ 309	▲ 25,364	
	経常外収益	0	27,773	0	▲ 27,773	
	経常外費用	273,361	2,718	309	▲ 2,409	
	法人税、住民税及び事業税	172	172	361	189	
	当期一般正味財産増減額	▲ 147,108	159,538	67,962	▲ 91,576	
	一般正味財産期首残高	91,653	▲ 55,455	104,083	159,538	
	一般正味財産期末残高	▲ 55,455	104,083	172,045	67,962	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	▲ 120	81	81	0
		指定正味財産増加額	1,394	1,417	1,417	0
		指定正味財産減少額	1,514	1,336	1,336	0
うち一般正味財産への振替額		1,514	1,336	1,336	0	
指定正味財産期首残高		510,254	510,134	510,215	81	
指定正味財産期末残高		510,134	510,215	510,296	81	
正味財産期首残高	601,907	454,679	614,298	159,619		
当期正味財産増減	▲ 147,228	159,619	68,043	▲ 91,576		
正味財産期末残高	454,679	614,298	682,341	68,043		
貸借対照表（B/S）	資産合計	2,532,020	2,544,141	2,617,499	73,358	
	流動資産	528,562	593,383	726,126	132,743	
	固定資産	2,003,458	1,950,758	1,891,373	▲ 59,385	
	うち建物	328,354	305,996	283,255	▲ 22,741	
	負債合計	2,077,341	1,929,843	1,935,159	5,316	
	流動負債	192,474	186,515	311,294	124,779	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	1,884,867	1,743,328	1,623,865	▲ 119,463	
	うち長期借入金	1,649,672	1,544,006	1,438,340	▲ 105,666	
	正味財産合計	454,679	614,298	682,341	68,043	
指定正味財産	510,134	510,215	510,296	81		
一般正味財産	▲ 55,455	104,083	172,045	67,962		

V 令和2年度事業計画

1 事業計画

【公益目的事業】

福祉資源としての市民の有する力のさらなる活用を図るため、市民に対する福祉意識の啓発や市民の福祉活動を振興する事業を実施する。

(1) 市民の福祉意識の啓発並びに福祉活動の普及及び助長

ア 市民の福祉意識の啓発を図る事業

(ア) 情報誌「市民ふくし」の発行

(イ) 福祉学習機会の提供

学校・地域団体等を対象に、障がい者介助の体験や福祉施設の見学・実習、しあわせの村におけるあらゆる利用者に配慮した施設等（UDスポット）の見学など、しあわせの村の資源を活かした福祉の体験学習機会を提供する。

(ウ) 聴覚・視覚障がいへの理解

ソーシャルインクルージョンの実現を図るため、聴覚・視覚障がいについて市民の理解を深めるとともに、コミュニケーションの大切さを理解できるよう、手話及び点字の講座を行う。また、子どもを対象とした夏休み子ども向け教室（手話・点字）も開催する。

さらに、手話・点字の講座修了者などで組織され、しあわせの村内を中心に障がい者と講習を図るグループに対して、運営の支援や活動機会の提供を行う。

イ 市民の福祉活動の振興

(ア) 市民福祉活動助成

市民の福祉の発展・向上に資する福祉団体をはじめとするさまざまな団体が、市民の交流を目的として、しあわせの村で実施するイベント等活動に対する助成を行う。

(イ) 「健康創造都市KOB E」の企業・市民活動の支援

しあわせの村の豊かな環境を活かした健康づくりイベントの開催、フレイル予防の取り組みなどの「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」、「個人の健康づくり活動を通じた市内経済の活性化」に資する取り組みを行う。

ウ 高齢者や障がい者の社会参加の支援

(ア) 「こうべ長寿祭」の開催等

「こうべ長寿祭」や「全国シルバー合唱コンクール」を開催するとともに、神戸市代表選手団を「全国健康福祉祭ぎふ大会」へ派遣する。

(イ) ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサル社会の実現を目指し、神戸市のユニバーサルデザイン（UD）のあり方を実践・発信する拠点としてUDの推進に取り組み、その成果を広く全市に発信していく。

そのために、「こうべUD大学」や「夏休み親子UD体験教室」、「UD出前授業」、「こうべユニバーサルデザインフェア」などの取り組みを行う。

さらに、事業の実施に最新の科学的知見を取り入れるため、兵庫県立福祉のまちづくり研究所など関係機関との連携を強めていく。

エ 市民福祉事業の調査研究及び開発

福祉を取り巻く社会情勢の変化により新たに生じるニーズに対応しながら、先駆的・創造的な市民福祉事業の調査及び開発に取り組む。

令和2年度は「しあわせの村リニューアル検討有識者会議」から出された提言の実現を目指し、しあわせの村運営共同事業体事業者及び村内施設がすべて参画する「しあわせの村会議」において、各分野の専門家を招き、村内資源を有効に活用しながら各施設が相互に連携し新たな福祉課題の解決を目指す。

オ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関等に対する支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともない、感染症患者を受け入れる医療機関及びそこで治療等に従事する医療従事者に大きな負担を強いる状況を踏まえ、感染症の治療等に当たる医療従事者に対して、感謝と連帯の気持ちを表し、その活動を応援していくための支援事業を実施する。

事業の財源となる寄付金の募集にあたっては、「こうべ医療者応援ファンド」として広く市民や企業からの寄付金を募集するとともに、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる市内医療機関等に対して、医療従事者の勤務環境改善のために支援金を交付する。

(2) 総合福祉ゾーン「しあわせの村」をはじめとする市民福祉施設の管理運営

ノーマライゼーションの交流拠点である「しあわせの村」において、豊富な資源やこれまで培った活動実績、ネットワーク等を活用しつつ、さらなるイノベーションを起こし、複雑化する福祉課題解決のためのさまざまな試みを行うことで、村の内外からの人材の交流や多様な市民の参画を進め、「ソーシャルインクルージョン（誰もが居場所と役割を持ち市民として包摂され、誰もが取り残されない社会）」の実現を目指す。

そのため、村内施設間の連携を一層強めるとともに、大学や専門機関など多様な人や団体と連携することで、先端的な技術やノウハウを集積し、さまざまな福祉課題の解決に取り組む。

ア 障がい者ディーセントワーク（仕事に生きがいと人間らしい尊厳を持つこと）の実現

(ア) 村内施設における“しごと”づくり

村内における障がい者の就労を一層進めるため、管理業務の委託やコンビニ等の各施設での就労を継続しながら、村内施設全体で連携して、障がい者の実習生受け入れや雇用をさらに促進し、自立や社会参加を支援する。

また、神戸市や東京大学先端科学技術研究センター等と連携して最先端の研究・知見を活用し、超短時間雇用などの仕組みの導入も含めた就労の場の拡大など、村内での障がい者の新たなしごとづくりに取り組む。

(イ) 障がい者施設製品のブランド力向上・販売支援

これまで村で生産・販売してきたオリジナルブランド「神戸幸品（こうべこうひん）」について、市内障がい者施設の製品も広く取り入れることにより、施設製品のブランド力向上を支援する。

また、村内障がい者施設 4 施設による「缶バッチ☆マグネット製作隊」の受注・販売活動を引き続き支援するとともに、そのデザインに障がい者アートを試行的に取り入れるなどの取り組みを行い、商品化を進める。

さらに、障がい者施設製品の紹介の場である「はっぴねすひろば」を移転・充実し、製品・施設のPRと販売を一体的に行う。

(ウ) 農福連携事業

農業を活用した障がい者の就労拡大に向けた試行的な取り組みを引き続き実施し、障がい者が活躍できる場の拡充を目指す。

イ 障がい者スポーツ・芸術の振興

(ア) 東京パラリンピック・世界パラ陸上に向けた支援

「東京 2020 パラリンピック」が 2021 年に、「世界パラ陸上」が 2022 年にそれぞれ開催が延期されることとなったが、引き続き神戸市と連携しながら、しあわせの村の施設を練習会場などとして活用することについて調整、検討を行っていく。

あわせて、「パラスポーツ王国 HYOGO&KOBE 夢プロジェクト 2020」の開催など、パラスポーツや障がい者スポーツに対する理解を深める活動について、兵庫県や神戸市などと協力しながら継続して取り組む。

(イ) パラスポーツ支援のための施設改修

東京パラリンピックや世界パラ陸上などの大規模イベントへの対応や、日常的なパラスポーツの支援のため、多目的運動広場の改修を神戸市より委託を受け実施する。また、神戸市においても体育館の改修を行うなど、施設の充実を目指す。

(ウ) 障がい者スポーツの振興

障がい者の健康増進、心身機能の維持・向上や生きがいづくりを目的に、各種スポーツ教室を開催するとともに、障がい者と健常者がスポーツを通じて相互理解を深めることを目的に、各種イベントを開催する。

令和 2 年度は、全国の障がい者スポーツ指導者を対象とした研修会をしあわせの村で実施する。

(エ) こころのアート展・手のひらギャラリー

障がい者の芸術作品の魅力を広く社会に発信し、活動の場を拓くため、芸術活動に取り

組む障がい者を兵庫県内から公募し、作品展や、その自由な表現を体験するワークショップをしあわせの村において開催する。

令和2年度は、しあわせの村で作品を常時鑑賞できるよう新たな常設展示コーナーを設けるとともに、市内での巡回展も開催する。

また、温泉健康センターの「手のひらギャラリー」では、広く市内の障がい者が作品を発表できる場を提供する。

ウ アクティブエイジングを活かす

(ア) 神戸市シルバーカレッジの運営

高齢者の豊富な経験を活かして自らの可能性を拓き、その成果を社会に還元することを目指す学習・実践活動の場として「神戸市シルバーカレッジ」の管理運営を行う。

健康福祉、国際交流・協力、生活環境、総合芸術の4つのコースの専門授業と社会貢献等についての共通授業、スポーツ授業を実施するとともに、ボランティア活動、地域活動等の社会貢献活動につながる支援を行う。 [定員]440人×3学年

(イ) グループわとの連携

神戸市シルバーカレッジの学生の卒業後の社会貢献活動の機会を広げるため、「NPO法人社会還元センターグループわ」との連携を行う。

令和2年度は、当協会が実施する村内事業に対して企画段階からの参画を得て、しあわせの村の魅力向上を図っていく。

(ウ) 認知症・フレイル予防に対する支援

a 予防・啓発の推進

「認知症神戸モデル」推進に向けて、神戸市の施策と連携したテーマを設定し、企業や大学、市民団体と連携し、有識者の助言に基づくプログラムを実施する。

さらに、神戸市のフレイル予防事業と連携し、共同事業体事業者とともに介護予防・フレイル予防に特化した教室を実施する。

また、MCI（軽度認知障害）と診断された方を対象とした「認知症予防運動プログラム」の実施について新たに検討する。

b 認知症の予防と共生の推進

「認知症神戸モデル」推進に向けて、地域生活をサポートする「予防と共生」実現の全市拠点として、情報発信やモデル事業の実施を行っていく。

エ 子ども・子育て支援

(ア) 支援が必要な児童に対する取り組み

小学校行事への適応に不安のある発達気になる児童を対象とした「発達気になる子の体験ひろば」を開催し、保護者に対しても学びの機会を提供する。

令和2年度は、専門家の助言を得て、事業内容がより効果的なものとなるようプログラムの見直しを行う。

また、障がい児とその家族が、屋外でのキャンプやレクリエーション活動を通じてリフレッシュできる機会を提供するため、新たに「テントキャンプ場開放デー」を設ける。

(イ) あらゆる子どもの成長支援

a 子育て・子育てイベントの実施

しあわせの村の公園施設やあいな里山公園などを活用して子どもの実体験を支援するプログラムを開発するとともに、地域との連携により子ども自身がリーダーとして活躍できる機会を提供する。

b 親子・世代間交流の場の提供

児童福祉施設、子育て支援団体や学校と連携し、親子での創作体験などの世代間交流やしごと体験イベント等の社会経験機会の提供など、さまざまな子育て・子育て支援策を実施する。

c 子育て支援駐車料金無料化

神戸市が進める子育て支援施策として、18歳未満の子どもとともにしあわせの村を利用した場合に、駐車料金の無料化を実施する。

(ウ) 平磯児童館の運営

児童に健全な遊びの場を提供し、その健康を増進または情操を豊かにする活動を通じて、地域における市民福祉に寄与することを目的に、指定管理者として児童館の運営を行う。

また、高齢者との交流を含めた児童健全育成事業や「幼児の会」、「ミニミニっ子」、「すくすく広場」などの子育て支援事業を実施する。

オ しあわせの村の活性化・イノベーション

(ア) 魅力向上に向けた取り組み

a 発信力の強化

しあわせの村全体の情報発信のあり方などを検討し実施するため、共同事業体事業者及び村内施設が参画する「しあわせの村広報会議」を設置する。この会議では、情報誌（市民ふくし）やホームページ、メールマガジン、フェイスブックなどのさまざまな広報媒体の効果や課題等を踏まえ、SNSなども含めた新たな広報手段の導入等についても検討する。

また、しあわせの村の利用者の意見をさまざまな改善等に反映するため、入村者アンケート調査を実施する。

b 市民交流事業

- ① こうべ福祉・健康フェア
- ② しあわせの村まつり
- ③ こうべロハスひろば（リサイクルバザー）
- ④ マンスリーミニコンサート
- ⑤ ウォークラリー with Dog
- ⑥ 村の魅力ある自然環境を楽しむ催しの開催

c 総合的な維持管理

しあわせの村を訪れるだれもが安全・安心・快適に利用できるよう、施設の保守・修繕や警備、無料巡回バスの運行等の総合的な維持管理を行うとともに、一年中花を見ることができ、市民の憩いとリフレッシュの場として人気の高い緑地について、引き続き快適な空間として良好に維持管理をする。

(イ) ボランティア活動の推進

- a 幅広い市民への参画の呼びかけ
- b 村内施設も含めたさまざまな活動の場の提供

(ウ) ユニバーサル社会に配慮した施設整備

高齢者や障がい者の利用割合が高い施設の特性を考慮しながら、協会において策定した「しあわせの村ユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、当事者の意見を活かしながら検証し、だれにでもやさしい「しあわせの村」づくりを進めるとともに、トイレ改修や案内サインの再整備などを進める。

また、村内利用者向けナビゲーションアプリ「こうべだれでもナビ」など、ICT技術を活用した機器の整備等も進めており、引き続き改良や普及を図っていく。

(3) 介護保険制度の公正・公平な運営を確保するための事業

指定市町村事務受託法人として、市内全域における介護保険サービスの受給を新たに申請する市民及び要介護度の変更を申請する市民に対して訪問・調査を行う「要介護認定調査業務」を、市からの受託により実施する。

【収益事業等】

(1) しあわせの村

ア 便益施設の運営

- (ア) 有料駐車場の管理運営
- (イ) 飲料等自動販売機及び公衆電話の設置運営
- (ウ) 貸館(シルバーカレッジ内ホール等、日本庭園内茶室)
- (エ) 屋外アドベンチャー遊具(民間事業者と連携し設置)

(2) 保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺

市民の健康の保持・増進を図るために建設した同施設について、公募により選定した民間事業者により運営を行う。

(3) サン舞子マンション

平成23年度に社会福祉法人へ事業を承継したが、引き継いだ入居者の入居預り金の管理等を引き続き行う。

2 経営改善の取り組み状況

当協会は、昭和 52 年に制定された「神戸市民の福祉をまもる条例」の理念である市、事業者及び市民の三者が有する人材、資力などを総合的に活用することによって市民福祉を振興するための事業を創造・推進させ市民福祉の向上に寄与することを目的とした各種事業に取り組むとともに、効率的な経営に取り組んでいる。

(1) これまでの取り組み状況

ア 市民福祉事業の創造・推進

団体設立以来、有償ホームヘルプサービスや権利擁護事業などの先駆的な市民福祉事業に取り組んできたが、近年においても「こうべUD大学」・「夏休み親子UD教室」・「こうべユニバーサルデザインフェア」・「UD出前授業」を実施する等市内全域でのユニバーサルデザインの普及啓発に取り組んでいる。

令和元年度は、「認知症神戸モデル」をテーマにした講演会や企業・大学等の出展、VR（仮想現実）装置を用いた認知症体験プログラムを設けた「聞いて、見て、体験！認知症」を開催し、認知症に対する理解と支援、予防について考える機会を提供した。

そのほか、しあわせの村において、村内の医療・福祉施設の運営法人や運営共同事業体構成員及びその他営業施設で構成した「しあわせの村医療・福祉施設部会」を立ち上げ、障がい者の就労や活躍に関する講演会や災害対策研修等を実施し、福祉課題の解決に向けた事業や意見交換を行った。

また、新たに福祉課題の解決やソーシャルインクルージョンの実現に向けて組織的な連携を行っていくため、神戸学院大学との間で包括連携協定を締結した。

イ しあわせの村の設立理念の実現を目指した管理運営

平成元年の開村以来運営を担っているが、22年度からは指定管理者として専門的な能力を有する事業者と共同事業体を結成し、市民サービスの向上や効率的な運営に取り組んでいる。

令和元年度は、開村30周年を迎えたことから、記念式典を開催したほか、神戸市や共同事業体、各種関係団体と連携しながらさまざまなイベントやサービスを実施した。

近年では、障がい者就労コンビニを共同事業体と連携しながら運営を行うなど、障がい者の就労支援に取り組んでいる。また、障がい者芸術作品展「こころのアート展」の開催や展示スペース「手のひらギャラリー」を設置したほか、東京パラリンピックに向けた支援活動や障がい者スポーツ・交流イベントを開催し、障がい者の芸術やスポーツの振興や啓発にも取り組んでいる。

また、神戸市が推進する子育て世帯に対する支援の一環として、18歳未満の子どもを含むグループの普通車駐車料金無料化を引き続き実施するとともに、民間事業者と連携し、しあわせ

の村の自然環境を活用した屋外遊具や屋内プレイルームを有する施設を新たに開設した。さらに、トリム園地の災害復旧・改修工事を進めている。

また、ユニバーサル社会に配慮した施設整備にも積極的に取り組んでおり、令和元年度においては、トイレ改修や「白杖利用者向け音声案内システム」を設置したほか、車両系の案内サインを新たに設置した。

さらに、神戸市シルバーカレッジにおいては、“再び学んで他のために”をモットーに地域ボランティア活動も交えたカリキュラムを実施するとともに、在学生や卒業生が行う社会貢献活動に対する支援・協力にも積極的に取り組んでおり、30年度入学者から新たに再入学制度を設けた。

ウ 介護保険関連業務

神戸市内唯一の指定市町村事務受託法人として市から受託により実施している要介護認定調査業務においては、調査件数の増に応じた調査員の増員を行い、体制の強化に努めるとともに、研修の充実等による質的向上にも努め、公正・公平な調査を行っている。

エ 組織運営

財務運営においては、適正な収益の確保と経費の節減に取り組んでおり、23年度のサン舞子マンション事業の終息以降、毎年経常損益黒字を確保している。

令和元年度は、協会としての事業運営をより機動的に行っていくための意思決定の場として「経営会議」を開催し、神戸市の所管部局の協力を得て協会の全ての事業の評価・検証を行うとともに、令和2年度事業を「2025ビジョン」の5つの重点施策に沿ったものに再編した。

あわせて、事業を強力に推進していくため、組織改正・事務分掌の見直しを実施するとともに、嘱託・契約職員から正規職員への内部登用制度を創設し、人材育成の強化を図った。

(2) 令和2年度の取り組み

「しあわせの村リニューアル検討有識者会議」の提言で出された、しあわせの村においてイノベーションを起こし、複雑化する福祉課題解決のためのさまざまな試みを行うことで、村の内外からの人材の交流や多様な市民の参画を進め、「ソーシャル・インクルージョン（誰もが居場所と役割を持ち市民として包摂され、誰もが取り残されない社会）」の実現を目指していく。

そのため、令和元年度に立ち上げた「しあわせの村医療・福祉施設部会」を「しあわせの村会議」として再編し、村内施設間の連携を一層強めるとともに、大学や専門機関など多様な人や団体と連携することで、先端的な技術やノウハウを集積し、さまざまな福祉課題の解決に取り組む。

また、しあわせの村の活性化・魅力向上に向け情報発信を強化し、しあわせの村を利用してもらうための様々なイベントやサービスを、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら展開する。

さらに、神戸市が進める「健康創造都市KOB E推進会議」に参画するほか、新型コロナウイルス

ス感染症患者を受け入れる市内医療機関等に対して、医療従事者の勤務環境改善に向けた支援を行っていくため、「こうべ医療者応援ファンド」を創設し広く市民や企業から寄付金を募る。

そのほか、要介護認定調査業務においては、引き続き公平性・中立性を担保しながら適正な業務執行を確保していく。

3 事業別資金収支予算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:千円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
公益目的事業会計	1,446,893	公益目的事業会計	1,492,930
福祉啓発等事業収入	522,340	福祉啓発等事業支出	543,268
しあわせの村公益事業収入	565,479	しあわせの村公益事業支出	573,409
要介護認定調査事業収入	331,821	要介護認定調査事業支出	343,731
長寿祭事業収入	16,666	長寿祭事業支出	21,575
児童館事業収入	10,587	児童館事業支出	10,947
収益事業等会計	630,222	収益事業等会計	627,254
しあわせの村収益事業収入	577,422	しあわせの村収益事業支出	461,375
太山寺事業収入	52,800	太山寺事業支出	47,954
		サン舞子マンション事業支出	101,925
		法人税等支出	16,000
法人会計	40,989	法人会計	37,237
法人管理収入	40,989	法人管理支出	37,237
当期収入合計(A)	2,118,104	当期支出合計(C)	2,157,421
前期繰越収支差額(B)	444,611	当期収支差額(A)-(C)	△ 39,317
収入合計(A)+(B)	2,562,715	次期繰越収支差額	405,294

※ 神戸市からの収入

(1) 補助金 73,382千円

(2) 委託料 1,300,297千円

(しあわせの村多目的運動広場改修業務224,100千円含む)

4 予定正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金	額
I 一般正味財産増減の部		
1 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,037	
特定資産運用益	941	
事業収益	1,474,886	
受取補助金等	73,382	
受取負担金	63,209	
受取寄付金	500,024	
雑収益	2,422	
経常収益計		2,115,901
(2) 経常費用		
事業費	2,041,529	
管理費	27,747	
経常費用計		2,069,276
当期経常増減額		46,625
2 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計		-
(2) 経常外費用		
経常外費用計		-
当期経常外増減額		-
税引前当期一般正味財産増減額		46,625
法人税・住民税及び事業税		16,000
当期一般正味財産増減額		30,625
一般正味財産期首残高		172,045
一般正味財産期末残高		202,670
II 指定正味財産増減の部		
基本財産運用益	1,037	
特定資産運用益	381	
受取寄付金	500,000	
一般正味財産への振替額	△ 501,337	
当期指定正味財産増減額		81
指定正味財産期首残高		510,296
指定正味財産期末残高		510,377
当期正味財産増減額		30,706
正味財産期首残高		682,341
III 正味財産期末残高		713,047

5 予定貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金預金	473,048	未払金	163,010
未収金	118,806	1年以内返済借入金	10,666
棚卸資産	3,416	預り金	25,386
前払金	1,126	前受金	703
立替金	13,405	賞与引当金	20,907
流動資産合計	609,801	1年以内支払リース債務	5,721
2 固定資産		流動負債合計	226,393
(1) 基本財産		2 固定負債	
基本財産普通預金	5,767	長期借入金	1,332,674
基本財産有価証券	404,233	預り入金	3,000
基本財産合計	410,000	受入保証金	17,000
(2) 特定資産		退職給付引当金	164,125
退職給付引当資産	164,125	リース債務	11,129
基金等特定資産	341,530	固定負債合計	1,527,928
川重シルバー活動基金	100,377	負債合計	1,754,321
こうべ長寿祭事業基金	9,924	III 正味財産の部	
受入保証金特定資産	17,000	1 指定正味財産	
特定資産合計	632,956	寄付金	510,377
(3) その他の固定資産		指定正味財産合計	510,377
土地	317,265	(うち基本財産への充当額)	(410,000)
建物	260,538	(うち特定資産への充当額)	(100,377)
建物付属設備	49,673	2 一般正味財産	
構築物	46,815	一般正味財産	202,670
什器備品	51,136	一般正味財産合計	202,670
機械及び装置	24,261	(うち基本財産への充当額)	(-)
ソフトウェア	6,496	(うち特定資産への充当額)	(351,454)
電話加入権	1,635	正味財産合計	713,047
長期前払費用	35,180		
投資有価証券	6,101		
リース資産	15,511		
その他の固定資産合計	814,611		
固定資産合計	1,857,567		
資 産 合 計	2,467,368	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	2,467,368

6 事業別予定収入明細書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位:千円)

会 計 名	収入合計	内 訳				
		事業収入	受託料収入	補助金収入	雑収入	その他収入
公益目的事業会計	1,446,893	9,017	900,810	34,113	500,903	2,050
福祉啓発等 事業収入	522,340	732	-	21,608	500,000	-
しあわせの村公益 事業収入	565,479	3,154	548,917	12,505	903	-
要介護認定調査 事業収入	331,821	-	331,821	-	-	-
長寿祭事業収入	16,666	5,131	9,485	-	-	2,050
児童館事業収入	10,587	-	10,587	-	-	-
収益事業等会計	630,222	227,231	399,487	-	3,504	-
しあわせの村収益 事業収入	577,422	174,431	399,487	-	3,504	-
太山寺 事業収入	52,800	52,800	-	-	-	-
法人会計	40,989	-	-	39,269	1,720	-
法人管理収入	40,989	-	-	39,269	1,720	-
合 計	2,118,104	236,248	1,300,297	73,382	506,127	2,050

7 事業別予定支出明細書

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位:千円)

会 計 名	支出合計	内 訳		
		人 件 費	物 件 費	そ の 他
公益目的事業会計	1,492,930	511,655	481,275	500,000
福祉啓発等事業支出	543,268	29,847	13,421	500,000
しあわせの村公益事業支出	573,409	184,450	388,959	-
要介護認定調査事業支出	343,731	282,102	61,629	-
長寿祭事業支出	21,575	4,909	16,666	-
児童館事業支出	10,947	10,347	600	-
収益事業等会計	627,254	90,620	407,307	129,327
しあわせの村収益事業支出	461,375	88,413	372,962	-
太山寺事業支出	47,954	2,207	34,345	11,402
サン舞子マンション事業支出	101,925	-	-	101,925
法人税等支出	16,000	-	-	16,000
法人会計	37,237	9,463	27,774	-
法人管理支出	37,237	9,463	27,774	-
合 計	2,157,421	611,738	916,356	629,327

VI 令和元年度主要事業計画・実績比較表

事業名	計画	実績	備考
しあわせの村			
入村者数	195 万人	186 万人	
しあわせの村まつり来場者数	27,000 人	26,000 人	
こうべ福祉・健康フェア来場者数	17,000 人	18,000 人	
リサイクルバザー来場者	72,000 人	55,000 人	新型コロナの影響で2回中止
こころのアート展来場者数	9,000 人	8,400 人	
こうべユニバーサルデザインフェア来場者数	10,000 人	0 人	新型コロナの影響で中止
ふれあい体験学習参加者数	3,000 人	2,639 人	
シルバーカレッジ在校生・卒業生 ボランティア活動参加者数	49,000 人	46,784 人	
要介護認定調査件数	35,000 件	32,522 件	
こうべ長寿祭参加者数	2,200 人	2,752 人	
垂水年金会館			
平磯児童館来館者数	8,400 人	7,432 人	
保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺 利用者数	242 千人	242 千人	

Ⅶ 主要事業の推移（平成29年度～令和元年度）

事業名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
しあわせの村				
入村者数	189 万人	184 万人	186 万人	
施設利用者数	110 万人	105 万人	106 万人	
宿泊者数	74,175 人	71,430 人	64,671 人	昇降機更新工事のため本館一時休館（1/14～3/31）
研修館利用者数	81,442 人	93,522 人	93,143 人	
温泉利用者数	210,994 人	206,695 人	203,488 人	
屋内運動施設利用者数	315,689 人	279,128 人	282,192 人	
屋外運動施設利用者数	413,411 人	403,501 人	419,194 人	
入村車両数	153 万台	151 万台	149 万台	
しあわせの村まつり来場者数	27,000 人	0 人	26,000 人	
こうべ福祉・健康フェア来場者数	17,000 人	17,000 人	18,000 人	
リサイクルバザー来場者数	56,125 人	75,000 人	55,000 人	新型コロナの影響で2回中止
こころのアート展来場者	7,400 人	7,200 人	8,400 人	
こうべユニバーサルデザインフェア来場者数	10,500 人	8,500 人	0 人	新型コロナの影響で中止
ふれあい体験参加者数	3,486 人	3,568 人	2,639 人	
シルバーカレッジ在校生・卒業生ボランティア活動参加者数	50,044 人	51,162 人	46,784 人	
要介護認定調査件数	31,491 件	33,046 件	32,522 件	
こうべ長寿祭参加者数	3,028 人	2,985 人	2,752 人	
垂水年金会館				
平磯児童館来館者数	8,300 人	8,888 人	7,432 人	
保養センター太山寺・ラジウム温泉太山寺利用者数	250,425 人	236,655 人	241,599 人	

参 考 資 料

所管施設の概要

しあわせの村 (指定管理施設を掲載)	
所在地	神戸市北区しあわせの村1番
敷地面積	約 205 ha
宿泊施設	
宿泊館 (総合センター)	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約 8,685 m ² , 7階建
施設内容	客室 49室, 宿泊定員 148名, 会議室, 大広間
たんぽぽの家 (婦人交流施設)	
開設日	平成5年4月22日
規模	延床面積 約 5,800 m ² 4階建
施設内容	客室 22室, 宿泊定員 68名, 多目的ホール, セミナー室, ワークスペース, 大広間
野外活動センターあおぞら	
開設日	平成5年4月22日
規模	延床面積 約 4,900 m ² 2階建
施設内容	客室 18室, 宿泊定員 228名, 多目的室, クラフト室
保養センターひよどり (多目的ショートステイ施設)	
開設日	平成元年9月1日
規模	延床面積 約 2,955 m ²
施設内容	客室 23室, 宿泊定員 70名, 会議室, 大広間
研修館 (総合センター)	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約 1,730 m ²
施設内容	ホール, 大会議室, 小会議室, 研修室, 料理教室
温泉健康センター	
開設日	平成元年4月26日
規模	延床面積 約 8,500 m ²
施設内容	温泉, プール, 体育館, トレーニングジム
神戸市シルバーカレッジ	
開設日	平成5年9月21日
規模	延床面積 約 6,000 m ² 2階建
施設内容	教室, 多目的ホール, ラーニングセンター等
定員	1,260名 (1学年 420名)
屋外施設	
テニスコート	
開設日	昭和62年11月1日
施設内容	センターコート1面, 一般コート15面, 面積 約 3.6 ha
アーチェリー場	
開設日	昭和62年11月1日
規模	27的, 面積 約 0.6 ha
運動広場	
開設日	昭和63年9月1日
規模	約 2.4 ha
芝生広場	
開設日	昭和63年9月1日
規模	約 7 ha
日本庭園	
開設日	平成元年4月26日
規模	約 1.4 ha
施設内容	築山, あづまや, 茶室, 池, 水舞台など
ローンボウルス場	
開設日	平成元年4月26日
規模	10レーン, 面積 約 0.5 ha

屋外施設	
テントキャンプ場	
開設日	平成5年4月22日
規模	面積 約 0.55 ha
施設内容	宿泊 20 サイト(120名) , 日帰り 5 サイト (50名)
オートキャンプ場	
開設日	平成7年7月15日
規模	面積 約 2.5 ha
施設内容	普通車サイト 32 , キャンピングカーサイト 13
デイキャンプ場	
開設日	平成7年7月15日
規模	面積 約 1.0 ha
施設内容	炉付きテーブル 18 卓, 炊事棟2棟, 野外炉
薬草園・果樹園	
開設日	平成元年4月 (平成5年3月31日薬草園開設)
規模	面積 約 0.8 ha
施設内容	薬草・薬木約 200 種, 果樹
馬事公苑	
開設日	平成5年7月9日
規模	クラブハウス 約 970 m ² 馬場 約 9,600 m ² 敷地面積 約 3.4 ha
トリム園地	
開設日	平成7年7月15日
規模	面積 約 2.0 ha
施設内容	健康遊具, 船, タル, ステップ, イカダ, 迷路など
球技場	
開設日	平成12年7月20日
規模	面積 約 2.0 ha
施設内容	サッカー, グラウンドゴルフ, ゲートボール, ソフトボールなど
農園	
開設日	平成元年4月
規模	面積 約 0.3 ha
施設内容	ユニバーサル農園 (平成14年5月21日開設) など
冒険アドベンチャーパーク	
開設日	令和元年11月30日
規模	面積 約 418 m ²
施設内容	屋外遊具 ツリートップアドベンチャー, ルーフトップアドベンチャー 屋内プレイルーム モリノアソビバ
平磯児童館	
開設日	昭和48年5月10日
所在地	神戸市垂水区平磯1丁目2番5号 垂水年金会館 3階
規模	面積 190m ²
保養センター太山寺	
開設日	昭和55年11月1日 (平成8年12月1日改修, 平成22年12月1日改修)
所在地	神戸市西区伊川谷町前開270番地の1
規模	鉄筋コンクリート造 瓦葺2階建 延床面積 1,959.99m ² 敷地面積 3,599.02m ²
施設内容	客室 16室 (宿泊定員 64 名) 浴室2, 介護浴室1
ラジウム温泉太山寺	
開設日	昭和62年4月6日 (平成6年10月1日増改築, 平成22年12月1日改修)
所在地	神戸市西区伊川谷町前開273番地の1
規模	鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 1,423.34m ² 敷地面積 4,037.56m ²
施設内容	浴場2, 介護浴室1

外郭団体に関する特別委員会資料
令和 2 年 8 月 27 日
(公益財団法人こうべ市民福祉振興協会)

不適切事案に関する調査を踏まえたガバナンス強化の取り組みについて（報告）

令和元年度に神戸市からの要請に基づき、不適切事案の存否等について調査を行い、調査を踏まえ団体のガバナンス強化に向けた取り組みを進めている。

1. 確認された不適切事案の概要

出退勤管理に関する事案として、始業時間が守られていない事例が確認されたので、該当者に出勤時間を遵守するよう指導を行った。

2. ガバナンス強化に向けた取り組み状況

本協会に利害関係のない法律事務所を通報窓口とする内部通報制度を令和 2 年 4 月に創設した。